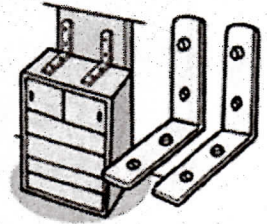


申込期間：令和3年4月1日～7月30日（第1次）

家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着400件！

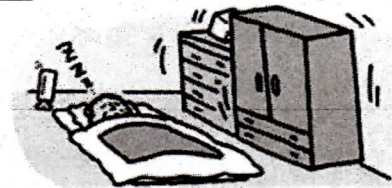
～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和3年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります。）。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取付け作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意して頂く他、NPO法人横浜市まちづくりセンターから購入することもできます。※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取付けされた方は、再度お申し込みできません。

◆相談窓口（横浜市が委託している事業者になります）

NPO法人横浜市まちづくりセンター（受付時間：平日10時～16時）

TEL：045-262-0667 FAX：045-315-4099